

青果物輸入の際に適用される  
「植物検疫法」と「食品衛生法」  
上の手続（検疫・検査）

1984年3月

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会



## はじめに

本書は、わが国に青果物を輸入するに当り心得ておくべき「植物防疫法」と「食品衛生法」上の手続につき、実務的に要約したものであります。

通常、貨物を輸入する場合は、関税関係法令に基づく輸入通関（輸入申告）手続を経て、貨物を引き取ることとなります。動・植物、医薬品、危険物等関税関係法令以外の他法令で規制される輸入品目については、通常の輸入通関手続に入る前に、当該関係法令に基づく検査・確認手続が必要とされています。

輸入青果物についていえば、「植物防疫法」と「食品衛生法」が、この他法令規制の主たるものであります。したがって、この両法の規制内容の事前確認を行わず安易に青果物を輸入したような場合には海外から到着した貨物が、病害虫の附着、添加物の規格・使用基準違反等のため検査の結果不合格となり、輸入できないといった事態にもなりかねません。このため、青果物を輸入しようとする人は、これ等の規制内容、貨物到着時における検査手続、必要書類等を予め十分に理解し、輸入取引に万全の注意を払うことが大切といえます。

本書は、青果物輸入に係る、現行の「植物防疫法」と「食品衛生法」上の“手続と書類”について、輸入手続制度簡易化特別委員会が纏めてみたもので、輸入者の実務上の指針として、皆様の参考となれば幸いであります。

昭和 59 年 3 月

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会



## 輸入手続制度簡易化特別委員会名簿

委 員 長	遠 藤 利 夫	三井物産㈱運輸総括部部長代理
委 員	越後谷 實	㈱住友倉庫東京支店輸入営業部
"	坂 下 善三郎	(社)日本青果物輸入安全推進協会
"	黒 沢 稔	明正交易起業㈱総合企画部部長
"	萬 年 哲 雄	矢吹海運㈱現業部部長
"	丸 岡 醇 也	住友商事㈱運輸総括部課長
"	三 倉 八 市	矢崎総業㈱海外本部業務部専門課長

(順不同敬称略)

事 務 局	山 中 正 善	業務三部長
"	吉 永 一 郎	主任研究員



## 目 次

### は じ め に

### 青果物の輸入検疫・検査関係フローチャート

### 第1章 青果物の輸入に際し適用される「植物防疫法」と「食品衛生法」

1. 植物防疫法 .....	1
2. 食品衛生法 .....	2

### 第2章 「植物防疫法」上の輸入禁止・制限と輸入検査

1. 輸入禁止・輸入制限 .....	3
(1) 輸入禁止品目、輸入禁止地域 .....	3
(2) 輸出国検査証明書 .....	3
(3) 輸入港・飛行場の制限 .....	4
2. 輸入検査 .....	4
(1) 「植物輸入検査申請書」の提出 .....	4
(2) 検査の場所・期日並びに検査品の運搬等 .....	4
(3) 検査合格の場合 .....	5
(4) 検査不合格の場合 .....	5
(イ) 有害動・植物の附着が確認された場合 .....	5
(ロ) 病菌の附着が確認された場合 .....	6
(ハ) 消毒・選別作業中の毀損品 .....	6

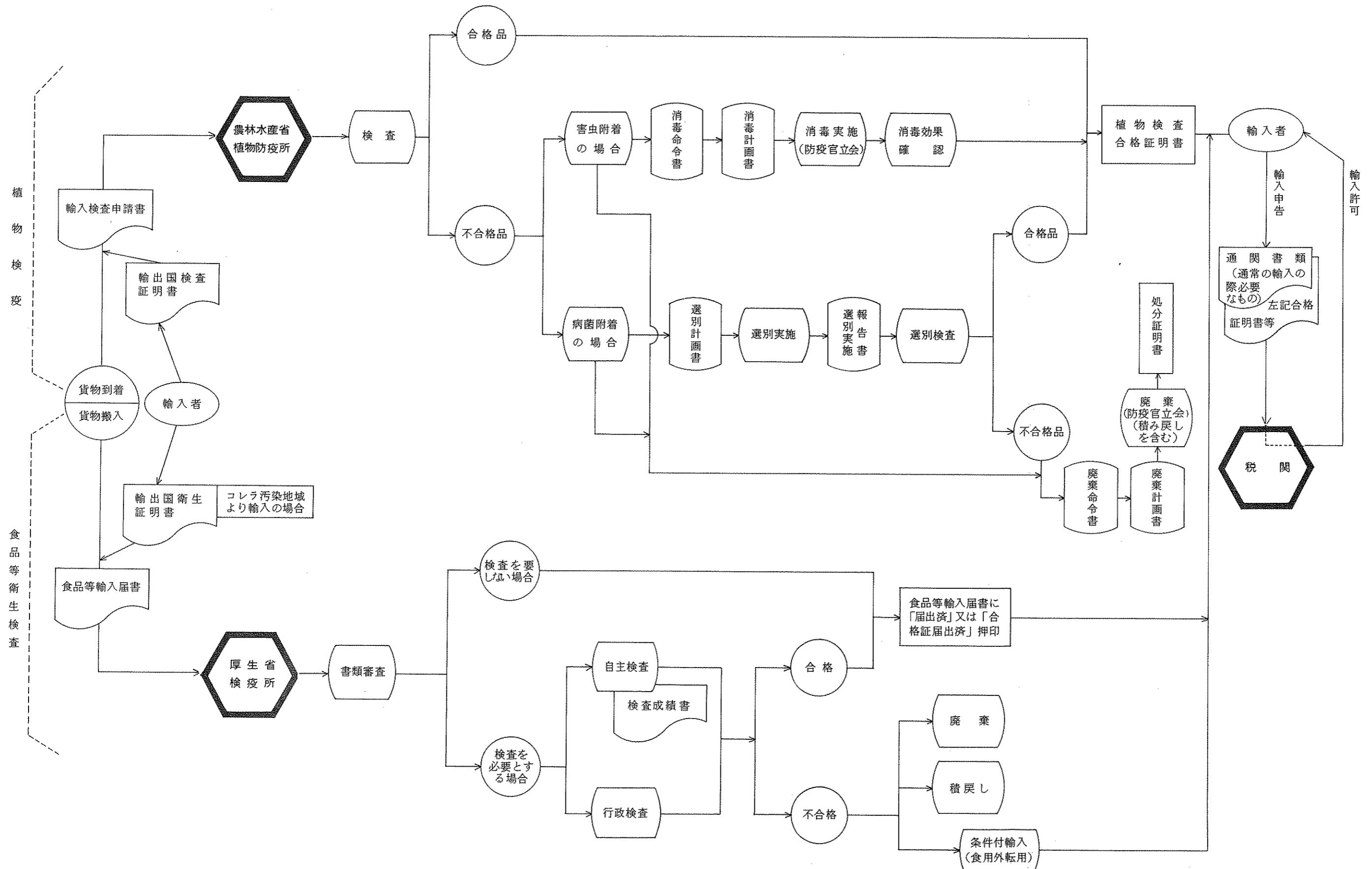
### 第3章 「食品衛生法」に基づく青果物の輸入手続

1. 食品等輸入の届出 .....	7
2. 輸出国公的機関発行の「衛生証明書」 .....	7
3. 書類審査 .....	7
4. 検査を必要としない場合 .....	8
5. 検査を必要とする場合 .....	8
(1) 行政検査 .....	8
(2) 自主検査 .....	8
6. 検査の結果不合格となった場合 .....	8
(1) 廃棄 .....	9
(2) 積戻し .....	9
(3) 条件付輸入 .....	9

## 参考資料

1. 「植物防疫法」で定める輸入禁止地域及び輸入禁止植物表	10
2. 上記表のうち、農林水産大臣が定める規準	16
3. 植物輸入検査申請書	18
4. 植物検査合格証の印	19
5. 植物検査合格証明書	20
6. 廃棄命令書	21
7. 消毒計画承認申請書	22
8. 選別実施計画書	23
9. 選別実施報告書	24
10. 廃棄計画書	25
11. 処分証明書	26
12. 食品等輸入届書	27
13. 食品等輸入届書付票	28
14. 表示説明書	29
15. 輸入貨物届出に関する事務の代理委任状	30
16. 輸入食品等届出済の印 合格証、衛生検査実施、検査項目の印	31
17. 外国貨物滅却承認申請書	32
18. 輸出国検査証明書（例）	33
19. 輸出国衛生証明書（例）	34

## 青果物の輸入検疫・検査関係フローチャート





## 第1章 青果物の輸入に際し適用される『植物防疫法』と『食品衛生法』

通常、貨物を輸入する場合は、輸入者は当該貨物を保税地域に搬入した後、貨物の品目、数量、価格、関税額等を「関税関係法令」に基づき税関長に申告し、輸入通関手続を行いますが、青果物を輸入する場合は、この通常の輸入手続の前に、外国よりの病害虫の侵入防止及び食用としての安全、衛生の確認等のため「植物防疫法」（農林水産省所管）、「食品衛生法」（厚生省所管）に基づく検査、審査を受けなければなりません。

この理由は、外国より輸入する青果物は、

- 輸出国における生産・保存管理の実態が不明な場合が多いこと
- 病害虫の付着が考えられること
- 薬品・添加物等の規格・使用基準が国により異なること
- 輸送中の腐敗・変敗が常に考えられること

等のためです。

このため、青果物を輸入する場合は、当該貨物が本邦に到着次第、両法律に基づく検査・審査を受け、その後に交付される合格書等を通関書類に添付して税關に提出し、税關の確認を受けた後、通關に入ることとなります。

以上からも明らかなように、両法に基づく検査・審査が終らないときは、輸入通關手続に入ることはできず、貨物の国内への引き取りはできなくなります。

また、青果物のうち、輸入貿易管理令（通商産業省所管）に基づく、輸入割当を受けるべき貨物（I Q品目）として指定されているものについては、輸入に先駆けて取得した「輸入承認証（I／L）」も共に税關に提出し、確認を受ける必要があります。

「植物防疫法」並びに「食品衛生法」に基づく検査・審査のための具体的な申請、届出の要領、検査手続上の注意すべき事項については、第2章以下に述べますが、「植物防疫法」及び「食品衛生法」の趣旨と青果物の輸入に関連する規制内容の要約は次の通りであります。

### 1. 植物防疫法（農林水産省所管）

この法律は、“輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びその蔓延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ること”を目的としています。

そのため、わが国へ外国より青果物を含む植物を輸入する場合は、

- 輸入時（貨物到着時）、直ちに植物防疫所に届出て、植物防疫官による検査を受けること

- 輸出国の政府機関により発行された「検査証明書」が必要であること
  - 特定の港、飛行場以外での輸入禁止
  - 特定地域の産品、当該地域経由のもののうち、特定のもの、及び有害動・植物又は土、土の附着したもの等の輸入禁止
- 等が規定されています。

## 2. 食品衛生法（厚生省所管）

この法律は、"飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること"を目的としています。

そのために、前述の「植物防疫法」と同様に、青果物を含む食品（すべての飲食物を含む）をわが国へ輸入する場合は、

- 輸入時（貨物到着後）厚生大臣宛に輸入の届出をすること
- 腐敗・変敗したもの、又は未熟であるもの等の輸入禁止
- 有毒・有害な物質が含まれ、又は附着したもの、又はこれらの疑いがあるもの等の輸入禁止
- 病原微生物に汚染されたもの、又はその疑いがあるもの等の輸入禁止
- 不潔・異物の混入、又は添加物その他の事由で人の健康を損う虞があるものの輸入禁止
- 厚生大臣が定める基準・規格に合致しないもの等の輸入禁止

等が規定されています。

## 第2章 『植物防疫法』上の輸入禁止・制限と輸入検査

### 1. 輸入禁止・輸入制限

#### (1) 輸入禁止品目、輸入禁止地域 (植法第7条、植規第9条)

「植物防疫法」の立法の趣旨により、有害動・植物、或いは土そのもの又は土の附着している植物のほか、省令で定められた特定地域より積み出され、又は当該地域を経由した植物も輸入禁止となっています。

現在、後者における青果物等植物の輸入禁止対象地域及び対象品目としては、<資料：1>の通り定められているので、輸入者は輸入取引きの際、この輸入禁止条項に該当するか、否かを必ず確認することが大切であり、若しこの確認を怠り輸入するようなことがありますと、法令違反物件として、積戻し、或いは廃棄等が命ぜられることにもなりますので注意しなければなりません。

#### (2) 輸出国検査証明書 (植法第6条)

青果物及びその容器包装を輸入する場合は、当該輸出国政府機関の発行する「検査証明書」(輸出国の検査の結果、有害動物及び有害植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書)又はその写を取り付け、後述の「植物輸入検査申請書」に添付の上、植物防疫所に提出し、その確認を受けることが必要であります。

この「検査証明書」は、国際間を移動する植物による病害虫まん延防止を図ることを目的とした「国際植物防疫条約」の協定に従い、植物防疫法第6条で定められた必要書類であり、次の諸国より輸入する場合は、必ず当該証明書を必要とする旨を契約書に明記し、輸出者に対し要求することが大切であります。

アイルランド、アフガニスタン、アメリカ合衆国、アラブ連合共和国、アルジェリア、アルゼンチン、イエメン、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ヴィエトナム、ヴェネズエラ、ウガンダ、ウルグアイ、エクアドル、エティオピア、エル・サルバドル、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ガーナ、ガイアナ、カナダ、ガボン、上ヴォルタ、カメルーン、カンボディア、ギニア、キューバ、ギリシャ、グアテマラ、クウェイト、ケニア、コスタ・リカ、コロンビア、コンゴー(キンシヤサ)、サイprus、サウディ・アラビア、ザンビア、シェラ・レオーネ、ジママイカ、ジヨルダン、シリア、スーダン、スイス、スウェーデン、スペイン、セイロン、セネガル、ソヴィエト連邦、象牙海岸共和国、ソマリア、タイ、大韓民国、台湾、ダホメ、タンザニア、チエツコスロヴアキア、チャード、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、チリ、テュニジア、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、トリニダツド・トバコ、トルコ、ナイジエリア、ニカラグア、ニジユール、ニュー・ジーランド、ノールウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、ビルマ、

フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ペルー、ベルギー、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、ホンデュラス、マダガスカル、マラウイ、マリ、マレイシア、南アフリカ共和国、メキシコ、モロツコ、ユーゴスラヴィア、ラオス、リビア、ルーマニア、ルクセンブルグ、レバノン、連合王国

なお、植物検疫についての政府機関を有しない輸出国（上記以外の国）より輸入する青果物等植物については、貨物到着時に法令に基づく綿密な検査手続を経ることとされています。

### （3）輸入港・飛行場の制限（植法第6条第2項、植規第6条）

青果物等植物の輸入は「植物防疫法」、「同法施行規則」に指定されている港又は飛行場以外の場所では、郵便物を除き輸入できないこととなっています。

現行の法令指定港・飛行場は、京浜港等76港、新東京国際空港等13飛行場となっていますが、青果物の場合は、荷揚後において消毒（くん蒸）実施のケースが多いため、くん蒸倉庫のある港・飛行場を輸入地として選定することが円滑な輸入手続のためにも大切であります。

現在青果物の輸入が行われている法令指定の主なる港・飛行場は次の通りであります。

港： 室蘭港、小樽港、京浜港、大阪港、神戸港、関門港、博多港、那覇港 等  
飛行場： 新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、  
那覇空港 等

## 2. 輸入検査

### （1）「植物輸入検査申請書」の提出（植法第8条、植規第10条）

輸入者は、青果物を積載した船舶（航空機）が入港（着陸）した時は、遅滞なく「植物輸入検査申請書」（資料：3>1セット3枚綴りを作成し、前記の輸出国政府機関発行の「検査証明書」と共に所轄の植物防疫所宛提出の上植物防疫法第6条に定める「輸入の制限」の規定に違反していないかどうか、同法第7条に定める「輸入禁止品」に該当しないかどうか、或いは有害動・植物が附着していないかどうかについての検査を受けなければなりません。

### （2）検査の場所・期日、並びに検査品の運搬等（植規第11条、第12条）

輸入者より植物輸入検査の申請があったときは、植物防疫官は、当該申請者に対して、検査を行う場所・期日及び必要事項をあらかじめ指示することとなっています。

輸入者は、この指示に従い当該検査貨物の検査指定場所への運搬、荷解その他必要な措置をとらなければなりません。

〔検査の申請等一連の事務手続或いは検査、消毒等の場合の現場立会については、通常輸入者より各港（飛行場）の「○○植物検疫協会」に委託すると、同協会がこれらの手続を代行しているのが一般的であります。〕

### (3) 検査合格の場合 (植法第9条第4項、植規第19条)

当該検査貨物が「輸入の制限」「輸入禁止」に該当せず、又は「有害動植物」も附着しないことが確認されたときは、合格の証として、

- 「輸入植物検査申請書」の右下欄に“植物検査合格証印”＜資料：4＞が押印されたもの
- “植物検査合格証明書＜資料：5＞”のいずれかが輸入者に交付されます。

### (4) 検査不合格の場合

#### (i) 有害動・植物の附着が確認された場合 (植法第9条第1項、植規第20条～第22条)

##### (i) 消毒（又は廃棄）の命令

当該輸入青果物の消毒（又は廃棄）に対する具体的な実施命令が植物防疫官より輸入者に対し行われます。

具体的な命令とは、消毒（又は廃棄）すべき、品名、数量、実施期日（期間）、場所、方法、その他であります。但し輸入者が特に要求したときは、当該消毒（又は廃棄）命令書＜資料：6＞が交付されます。

##### (ii) 消毒（又は廃棄）の実施

輸入者は、(i)の命令に従い、「消毒計画承認申請書＜資料：7＞2部を提出のうえ、同計画に基づいて消毒、又は植物防疫官の立会のもと、消毒（又は廃棄）を実施しなければなりません。

##### (iii) 消毒（又は廃棄）実施後の証明等

- 消毒したとき

輸入者は、消毒実施したことを植物防疫官に報告し、消毒効果の確認を受けなければならず、消毒効果の確認の後、数量に変更がない場合は、通常「植物輸入検査申請書」の右下欄に「植物検査合格証印」が押印され、また数量に変更がある場合は、合格した数量に対し「植物検査合格証明書」が交付されます。

○ 廃棄したとき

廃棄実施後、植物防疫官より、処分年月日、処分の理由、処分方法等を記載した「処分証明書」<資料：11>が交付されます。

(ロ) 病菌の附着が確認された場合（植法第9条、植規第20条～第22条）

資料：1に掲げる輸入禁止品が発見されたときは、荷口の全部の焼却が行われます。輸入禁止品以外の有害動・植物が発見された場合には、その種類及び植物別に焼却又はくん蒸が行われます。

〔例えば、かんきつ類に“かんきつかいよう病菌”“かんきつこくてん病菌”等が発見された場合には、当該荷口の全部又は一部の焼却を，“かんきつそうか病菌”“かんきつじゆし病菌”等が発見された場合には、その荷口の全部又は一部のくん蒸を、有害植物の附着が発見された場合には、当該品の焼却が行われます。〕

また、選別を実施する場合、輸入者は「選別実施計画書」<資料：8>2部を植物防疫官に提出し、選別実施後は「選別実施報告書」<資料：9>1部を同防疫官に提出します。

選別の結果、廃棄すべき有害植物については「廃棄計画書」<資料：10>2部を同防疫官に提出し、防疫官立合いの上、廃棄を実施します。

(ハ) 消毒・選別作業中の毀損品

消毒・選別等の命令に基づく作業において、当該輸入品に著しい毀損が発生した場合に、輸入者が要求したときは植物防疫官は「処分証明書」様式による証明を行います。

## 第3章 『食品衛生法』に基づく青果物の輸入手続

### 1. 食品等輸入の届出（食法第16条、食規第15条）

輸入者は、青果物が保税地域に搬入された後、通関する税関と同一の区域を管轄する検疫所に、すみやかに「食品等輸入届書」（以下「届書」と略。）2部＜資料：12＞および「食品等輸入届書付票」1セット2枚綴り＜資料：13＞を提出しなければなりません。

容器・包装入りのかんきつ類および冷凍野菜は、食品添加物の名称を表示するように指導されておりるので表示説明書＜資料：14＞1部を提出するか、輸入届書の裏面に表示内容を記入又は貼布する必要があります。

届書は輸入者が作成しますが、上記の付票などの表示説明書の作成、提出等の手続は通関業者が通常代行しています。なお、届出者である輸入者が法人の場合は、その法人の代表権者の印又は法人印を「届書」に押印することになっています。その法人から委任状＜資料：15＞が前もって検疫所に提出されている場合は、委任を受けたその法人の業務担当者の印で差支えありません。

### 2. 輸出国公的機関発行の「衛生証明書」（食法第4条第3号）

コレラ汚染地域から青果物等を輸入する場合は、輸出国の公的機関（国、州、市およびその付属試験機関）が発行する衛生証明書を届書に添付しなければなりません。したがって、上記の地域から輸入しようとする場合は、事前に輸出者に対し証明書を要求しておくことが必要となります。

### 3. 書類審査（食法第7条）

輸入者が提出した「届書」および添付書類について、検疫所は、必要書類があるか、記載に不備がないかをチェックし、食品衛生関係法令に規定する腐敗、変敗、有毒有害物含有および有害微生物汚染等の規格基準に適合するかどうかを審査します。若し、届出内容について検疫所から問合せを受けたときは、事実関係を調査、把握してすみやかに対応する必要があります。

#### 4. 検査を必要としない場合

書類審査の結果、規格基準に適合し、検査をする必要がないと認められた場合は、「輸入食品等届出済」（以下、「届出済」と略。）の印が押印された届書一部が輸入者に返却されます。この「届出済」印のあるものは、税関へ輸入申告する際に提出しなければなりません。

#### 5. 検査を必要とする場合

書類審査の結果、添加物使用および残留農薬の規格基準に違反する疑い等、問題があると思われる場合は、現品検査が行われます。検査には、行政検査および自主検査があり、それぞれ次の要領で実施されます。

##### (1) 行政検査

行政検査は、検疫所職員が届出をした貨物を蔵置した保税地域に立入り、試験に必要な限度において貨物の一部を収去して、検疫所又は国立衛生試験所で行う検査であります。

検査を行う場合は、届書に「検査項目」および「衛生検査実施」（食法第17条）の印が押印され事前に輸入者に通知されるので、輸入者は検査品の収去・日時など検査官と打ち合せ対処する必要があります。検査の結果、問題がないと認められたときは、「合格証」および「届出済」の印が押印された「届書」＜資料：16＞1部が輸入者に返却されます。

##### (2) 自主検査

自主検査は、厚生大臣指定の検査機関で輸入者が自ら行う検査であり、検査を行う場合は、検疫所が届書の空欄に、「自主検」と記載し輸入者に通知されますので、輸入者は検査対象貨物の一部を指定検査機関に持込み検査を受け、検査終了後、検査成績書を検疫所に提出し確認を受けます。その結果問題がないと認められたときは、「届出済」の印が押印された「届書」1部が輸入者に返却されます。

#### 6. 検査の結果不合格となった場合

行政検査又は自主検査の結果、当該輸入貨物が食品衛生法の規定に適合していないことが確認された場合は、輸入者は前述の「合格証」及び「届出済」の印を押印された「届書」の交付は受けられず、次のような手続が必要となります。なお、この場合検疫所は税関に対し「食品衛生法違反物件通知書」を送付し通報することとなっています。

### (1) 廃棄

食品衛生法違反物件としての通報を受けた税関は、当該物件の蔵置場所の倉主を通じて、輸入者に対し“輸入は認められないので、廃棄するか積戻しするか”につき照会が行われます。若し、廃棄する場合は、「外国貨物滅却承認申請書」<資料：17> 2部を税関に提出し税関職員の立合のもと滅却します。滅却が終了すると、「承認」印を押印された滅却承認書1部が輸入者に交付されますので、その承認書写1部と（廃棄）作業終了報告書（任意様式）を検疫所に提出します。

### (2) 積戻し

外国（仕出地でなくても差支えありません。）に積戻しする場合は、通関業者を通じて税關に対し積戻し申告手続を行い許可書の交付を受け、その許可書の写1部と（積戻し）処置が終了した旨の報告書（任意様式）を、検疫所に提出します。

### (3) 条件付輸入

厚生省が食用以外の用途に使用することを条件として、輸入を認める場合は、検疫所から税關に対し「食品衛生法違反物件用途変更連絡書」が送付されます。この場合は輸入者は食用以外の品目として、「届書」なしに輸入申告し許可を受けることができます。

〈資料：1〉

「植物防疫法」で定める輸入禁止地域及び輸入禁止植物

(昭和 59 年 1 月現在)

地 域	植 物	備 考 (対象とする有害) (動物又は有害植物)
1. シリア、イスラエル、ヨルダン、レバノン、トルコ、サイprus、ギリシャ、アルバニア、ユーゴースラヴィア、ハンガリー、オーストリア、イタリア、マルタ、スイス、フランス、スペイン、ポルトガル、ベルギー、オランダ、ドイツ、連合王国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。)、アフリカ州、グアテマラ、ホンジュラス、エル・サルバドル、ニカラグア、パナマ、コスタ・リカ、ブラジル、ペルー、ボリビア、チリ、ウルグアイ、アルゼンチン、バーミューダ、西インド諸島(キューバを除く。)、ハワイ諸島、オーストラリア連邦	生果実(ただし、パインアップル及びココヤシの生果実並びに成熟していないバナナの生果実並びにハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤであって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びに南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツであって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにスワジランド王国から発送され、南アフリカ共和国以外の他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーツであって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにイスラエル国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシヤムテ種、バレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツであって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにオーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジであって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)	チチュウカイミバエ

地 域	植 物	備 考 (対象とする有害動物又は有害植物)
2. 台湾, 中華人民共和国, 香港, ラオス, カンボディア, ヴィエトナム, ピルマ, タイ, マレーシア, シンガポール, ブルネイ, インドネシア連邦, ポルトガル領チモール, フィリピン, インド, スリ・ランカ, パキスタン, バングラデシュ, ミクロネシア, ハワイ諸島, パプア・ニューギニア	かんきつ類（台湾から発送され, 他の地域を経由しないで輸入されるポンカン, タンカン及びリュウチン種のスウェートオレンジであって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。), わんぴ, びわ, すもも, もも, ざくろ, いちじく, パパイヤ（ハワイ諸島から発送され, 他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤであって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの及び台湾から発送され, 他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤであって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。3の項において同じ。), りゅうがん, れいし（台湾から発送され, 他の地域を経由しないで輸入されるれいしであって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。), ごれんし, ばんじろう, アボガド, ランブータン, くろづぐ, びんろうじゅ, サントール, トマト, かき属植物, なす属植物（なす, たばこ, ほほずき等）, ぱんのき属植物（ぱんのき, ぱらみつ等）, マンゴウ属植物（フィリピン共和国から発送され, 他の地域を経由しないで輸入されるマニラスーパー種のマンゴウであって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びに台湾から発送され, 他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィン種, カイト種及びハーデン種のマンゴウであって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。次項において同じ。), なつめ属植物, とけいそう属植物, あかてつ科植物	ミカンコミバエ

地 域	植 物	備 考 (対象とする有害動物又は有害植物)
	物(スターアップル, サボジラ等), ふともも属植物(ふともも, れんぶ等), ばんれいし属植物, ふくぎ属植物(ふくぎ, マンゴスチン等)及びとうがらし属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	
2の2 ニューカレドニア, ソシエテ諸島, ツブアイ諸島, イースター島, オーストラリア連邦, パプア・ニューギニア	かんきつ類(オーストラリア連邦から発送され, 他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジであって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。), シロサポテ, びわ, りんご, なし, まるめろ, もも, すもも, あんず, さくらんぼ, ぶどう, ざくろ, いちじく, しなざるなし, パパイヤ, ごれんし, ぱいじろう, アボカド, なつめやし, トマト, ししうがらし, オリーブ, かき属植物, マンゴウ属植物, なつめ属植物, きいちご属植物, とけいそう属植物, ふともも属植物(ふともも, れんぶ等), ばんれいし属植物, コーヒーノキ属植物及びくわ属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	クインスランドミバエ
3. 台湾, 中華人民共和国, 香港, ラオス, カンボディア, ヴィエトナム, ビルマ, タイ, マレーシア, シンガポール, ブルネイ, インドネシア連邦, ポルトガル領チモール, フィリピン, インド, スリ・ランカ, パキスタン, バングラデシュ, ケニア, タンザニア, ミクロネシア, ハワイ諸島, パプア・ニューギニア	きゅうり, すいか, まくわうり, かぼちやその他のうり科植物の生茎葉及びその生果実, いんげんまめ, ささげ及びきまめの生果実並びにトマト, なす, ししうがらし, パパイヤ及びマンゴウ属植物の生果実	ウリミバエ

地 域	植 物	備 考 (対象とする有害動物又は有害植物)
4. 中華人民共和国, ビルマ, インド, パキスタン, アフガニスタン, イラク, シリア, イスラエル, ヨルダン, イラン, トルコ, サイプラス, ヨーロッパ州, ソヴィエト連邦, アフリカ州, カナダ, アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下同じ。), ブラジル, ペルー, チリ, ウルグアイ, アルゼンティン, オーストラリア連邦, ニュー・ジーランド	りんご, なし, まるめろ, もも, すもも, あんず及びさくらんぼ(アメリカ合衆国から発送され, 他の地域を経由しないで輸入されるビング種, ランバート種及びバン種のさくらんぼであって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにカナダから発送され, 他の地域を経由しないで輸入されるランバート種のさくらんぼであって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)の生果実並びにくるみの生果物及び核子	コドリンガ
5. 台湾, 中華人民共和国, 香港, ラオス, カンボディア, ヴィエトナム, ビルマ, タイ, マレーシア, シンガポール, ブルネイ, インドネシア連邦, ポルトガル領チモール, フィリピン, インド, スリ・ランカ, バングラデシュ, アフリカ州, 北アメリカ州(カナダを除き, 西インド諸島を含む。), 南アメリカ州, ミクロネシア, メラネシア, ポリネシア, ハワイ諸島, オーストラリア連邦, パプア・ニューギニア, ニュー・ジーランド	さつまいも属植物, あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャツサバの生塊根等の地下部	アリモドキゾウムシ
6. 台湾, 中華人民共和国, 香港, ラオス, カンボディア, ヴィエトナム, ビルマ, タイ, マレーシア, シンガポール, インドネシア連邦, インド, スリ・ランカ, パキスタン, ハワイ諸島	さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	サツマイモノメイガ

地 域	植 物	備 考 (対象とする有害 動物又は有害植物)
7. 中華人民共和国, 北アメリカ州(カナダを除き, 西インド諸島を含む。), 南アメリカ州, ミクロネシア, メラネシア, ポリネシア, ハワイ諸島, ニュー・ジーランド	さつまいも属植物, あさがお属植物, ひるがお属植物及びやまのいもの生茎葉及び生塊根等の地下部	イモゾウムシ
8. インド, ヨーロッパ州(アルバニア及びギリシャを除く。), ソヴィエト連邦, 南アフリカ共和国, カナダ, アメリカ合衆国, エクアドル, ペルー, ポリヴィア, チリ, ウルグアイ, フォークランド諸島	ばれいしょ, なす, トマト, とうがらしその他のなす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	じやがいもがんしゅ 病菌
9. トルコ, ギリシャ, ユーゴースラヴィア, ハンガリー, チェツコスロヴァキア, オーストリア, イタリア, スイス, フランス, スペイン, ポルトガル, ルクセンブルグ, ベルギー, オランダ, ドイツ, デンマーク, 連合王国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。), カナダ, アメリカ合衆国, メキシコ	ばれいしょ, なす, トマト, とうがらしその他のなす科植物, あざみ属植物, もうずいか属植物, キヤベツ及びこしようの生茎葉	コロラドハムシ
10. インド, イスラエル, ギリシャ, オーストリア, イタリア, スイス, フランス, スペイン, ルクセンブルグ, ベルギー, オランダ, ドイツ, デンマーク, ポーランド, 連合王国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。), エール, アイスランド, ノールウェー, スウェーデン, フィンランド, ソヴィエト連邦, アルジエリア, 北アメリカ州(西インド諸島を除く。), ペルー, ポリヴィア, アルゼンティン	ばれいしょ, なす, トマト, とうがらしその他のなす科植物及びあかざ属植物の生塊茎等の地下部	ジャガイモシスト センチュウ
11. シリア, レバノン, イスラエル, イラン, トルコ, ヨーロッパ州, ソ	たばこ, なす, トマト, とうがらしその他のなす科植物の生茎葉及び生果実	たばこべと病菌

地 域	植 物	備 考 (対象とする有害) 動物又は有害植物
ヴィエト連邦, チュニジア, アルジエリア, モロツコ, カナダ, アメリカ合衆国, メキシコ, キューバ, ブラジル, アルゼンティン, オーストラリア連邦		
12. マレーシア, シンガポール, インドネシア連邦, フィリピン, インド, パキスタン, エジプト, 北アメリカ州(グリーンランド, カナダ及び西インド諸島を除く。), ジヤマイカ, プエルト・リコ, ブラジル, フィジー, ハワイ諸島	なし, りんご, くるみ, ぶどう, オランダいちご, ばら, しやくなげ, アメリカはなみずき, つつじ, きく, カーネーション, ゼラニューム, りゆうぜつらん, とらのお, クロトン, ドラセナ, むらさきおもと, ばれいしょ, たまねぎ, ねぎ, ごぼう, くわい, さといも, ルタバガ, にんにく, バースニップ, さくら属植物, きいちご属植物, たかとうだい属植物, サボテン科植物, やし科植物(カナリーやしを除く。), らん科植物, チューリップ, ヒヤシンス, グラジオラス, フリージア, アイリス, すずらん, カラー, カラジユームその他の花き球根類(カンナを除く。), しだ類植物及びせんたい類植物以外の生植物の地下部	ミカンネモグリセンチユウ
13. イラン, トルコ, ヨーロッパ州, ウザイエト連邦, 北アメリカ州(西インド諸島を除く。), ニュー・ジーランド	むぎわら(つと, こもその他これに準ずる加工品を含む)及びかもじぐさ属植物の茎葉(アメリカ合衆国から発送され, 他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)	ヘシアンバエ
14. 朝鮮半島及び台湾を除く諸外国	いね, いねわら(かます, むしろその他これに準ずる加工品を含む。), もみ及びもみがら	イネクセンセンチユウ, トリココニス・カウダタ, バランシア・オリゼーその他の日本に産しない各種の病菌害虫

〈資料：2〉

## 農林水産大臣が定める規準

### ① くん蒸処理

国(地域)名	品 名	対象病虫害
台 湾	タンカン, ポンカン, リュウチ	ミカンコミバエ
	れいし	ミカンコミバエ
	パパイヤ	ミカンコミバエ及びウリミバエ
	マンゴウ	ミカンコミバエ及びウリミバエ
フィリピン	マンゴウ	ミカンコミバエ及びウリミバエ
イスラエル	オレンジ, レモン	チチュウカイミバエ
	グレープフルーツ	チチュウカイミバエ
アメリカ	さくらんぼ	コドリンガ
ハワイ	パパイヤ	チチュウカイミバエ, ミカンコミバエ, ウリミバエ
カナダ	さくらんぼ	コドリンガ
オーストラリア	オレンジ	チチュウカイミバエ及びクインズランドミバエ

### ② 低温処理

国 名	品 名	対象病虫害
南ア共和国	オレンジ, レモン, グレープフルーツ	チチュウカイミバエ
スワジランド王国	オレンジ, グレープフルーツ	チチュウカイミバエ

〔出所〕 農林水産省告示より抜すい

昭和 59 年 1 月現在

消毒剤	薬量	温度	時間	備考
E D B	10 g / m <sup>3</sup>	15 ℃ 以上	2	
"	16 g / m <sup>3</sup>	20 ℃ 以上	2	
"	14 g / m <sup>3</sup>	20 ℃ 以上	2	{ くん蒸前に 46 ℃ ~ 50 ℃ の温水中に 20 分間浸漬
"	16 g / m <sup>3</sup>	20 ℃ 以上	2	
E D B	16 g / m <sup>3</sup>	26 ℃ 以上	2	
E D B	14 g / m <sup>3</sup>	15 ~ 21 ℃	2	
"	16 g / m <sup>3</sup>	15 ~ 21 ℃	2.5	
臭化メチル	32 g / m <sup>3</sup>	22 ℃ 以上	2	} いずれかの方法で処理
"	40 g / m <sup>3</sup>	17 ~ 22 ℃ 未満	2	
"	48 g / m <sup>3</sup>	12 ~ 17 ℃ 未満	2	
"	64 g / m <sup>3</sup>	6 ~ 12 ℃ 未満	2	
E D B	8 g / m <sup>3</sup>	22 ℃ 以上	2	蒸熱処理もあり
臭化メチル	32 g / m <sup>3</sup>	22 ℃ 以上	2	} いずれかの方法で処理
"	48 g / m <sup>3</sup>	17 ~ 22 ℃ 未満	2	
E D B	24 g / m <sup>3</sup>	20 ℃ 以上	2	} (梱包されたまま消毒) いずれかの方法で処理
"	31.2 g / m <sup>3</sup>	15 ~ 20 ℃ 未満	2	
"	41 g / m <sup>3</sup>	10 ~ 15 ℃ 未満	2	

処理方法	備考
} 果実の中心部が -0.6 ℃ の状態で引き続き 12 日間	

〈資料：3〉

## 植物輸入検査申請書

No.

下記の通り輸入致したいので検査を申請いたします。

昭和 年 月 日

農林省 植物防疫所( )植物防疫官殿

積載船(機)名				
入港月日				
輸出港名				
荷送人住所氏名				
荷受人住所氏名				
梱数又は数量				
容器包装の種類				
種類・名称	梱数	数量	価格	产地
			円	
合計				

注 数量の単位は、木材 CM種子を除く栽植用植物(苗木、球根類)本又は個、その他Kg(G.W.)とし、価額はC.I.F. の円価とすること。

検査月日

植物防疫官

証明書  
発給月日

〈資料：4〉

### 植物検査合格証の印



#### 備考

- (1) ..... の所には、植物  
防檢所（支所又は出張所）  
の名称を記入すること。
- (2) 数字は、検査年月日を表わ  
すものとする。

〈資料：5〉

第一号

## 植物検査合格証明書

昭和 年 月 日

植物防疫所

植物防疫官

下記 \_\_\_\_\_ は、植物防疫法による輸入検査に合格したことを証明する。

積載船（機）名 \_\_\_\_\_

種類・名称 \_\_\_\_\_

輸送方法の区別 \_\_\_\_\_

梱数・数量 \_\_\_\_\_

発送人住所氏名 \_\_\_\_\_

荷受人住所氏名 \_\_\_\_\_

検査又は消毒年月日 \_\_\_\_\_

〈資料：6〉

第 号

## 廃棄命令書

昭和 年 月 日

殿

植物防疫所

植物防疫官

植物防疫法第9条 項の規定により下記のとおり廃棄することを命ずる。

1. 廃棄すべきものの品名、数量 \_\_\_\_\_
2. 廃棄すべきものの所在地及び発送人、  
若しくは荷受人の住所氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
3. 廃棄を実施すべき期日又は期間 \_\_\_\_\_
4. 廃棄の場所 \_\_\_\_\_
5. 廃棄方法の種類 \_\_\_\_\_
6. 廃棄方法の詳細 \_\_\_\_\_

〈資料：7〉

## 消毒計画承認申請書

昭和 年 月 日

植物防疫所植物防疫官 殿

住 所

氏 名

印

昭和 年 月 日 号 丸 で輸入した K / T  
C / T

に対し、植物防疫官より消毒の命令を受けましたので、下記のとおり消毒することを計画しましたから、その承認を申請いたします。

記

消毒実施会社名

消 毒 の 方 法

倉庫名	倉番	数 量	内 容 積	等級	倉入完了予定日	投薬予定月日	単位薬量	使用薬量

上記申請を承認する

昭和 年 月 日

植物防疫所

植物防疫官

〈資料：8〉

16.

## 選別実施計画書

昭和 年 月 日

植物防疫所  
植物防疫官 殿

住 所

氏 名 ㊞

昭和 年 月 日 港入港 号積丸 は輸入検査の  
結果不合格となりましたが、下記により有害植物がないものを選別致しますから  
承認願います。

なお、有害植物の附着した青果物は選別検査終了後直ちに廃棄計画書を提出し、  
植物防疫官の承認を得て廃棄を実施します。

記

1. 種 類 名 称
2. 輸 入 検 査 申 請 数 量
3. 輸 入 者
4. 選 別 行 な う 場 所
5. 選 別 行 な う 期 間
6. 選 別 実 施 責 任 者

上記の計画により選別を実施されたい。

昭和 年 月 日

植物防疫所  
植物防疫官 ㊞

〈資料：9〉

16

## 選別実施報告書

昭和 年 月 日

植物防疫所

植物防疫官殿

住 所

氏 名

印

昭和 年 月 日 港入港

号積  
丸

は選別

を、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

1. 種類・名称
2. 輸入者社名
3. 輸入検査申請数量
4. 廃棄免除申請数量
5. 廃棄数量

〈資料：10〉

16.

## 廃棄計画書

昭和 年 月 日

植物防疫所  
植物防疫官殿

住 所

氏 名

印

昭和 年 月 日 東京港入港 号積 は検査の結果

廃棄を命ぜられましたが、下記計画のとおり廃棄したいので、承認願います。

記

1. 種類・名称

2. 廃棄数量

3. 輸入者

4. 廃棄の方法

5. 廃棄を実施する場所

6. 廃棄を開始する期日 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日  
及び終了期日

7. 廃棄実施責任者

上記の計画に依り廃棄を実施されたい。

昭和 年 月 日

植物防疫所

植物防疫官

印

〈資料：11〉

第 号

## 処 分 証 明 書

昭和 年 月 日

……植物防疫所（ 支所又は出張所）

植物防疫官



殿

下記の植物を植物防疫法第 条の規定により処分したことを証明する。

積載船（機）名 \_\_\_\_\_

種類名称 \_\_\_\_\_

輸送方法の区分 \_\_\_\_\_

梱数数量 \_\_\_\_\_

発送人住所氏名 \_\_\_\_\_

荷受人住所氏名 \_\_\_\_\_

処分年月日 \_\_\_\_\_

処分の理由 \_\_\_\_\_

処分の方法 \_\_\_\_\_

〈資料：12〉

## 食品等輸入届書

下記の貨物を輸入するので食品衛生法第16条（食品衛生法第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定により届け出る。

届出者氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）

昭和 年 月 日

厚 生 大 臣 殿

(電 話)



貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ		貨物（加工食品以外の食品を除く）の製造者又は、加工者の氏名及び住所 (法人の場合はその名称及び所在地)	
品名				
積込数量	C/S C/T B/G			
積込重量	kg			
包装の種類			貨物の製造所又は、加工所の名称及び所在地	
用途			加工食品以外の食品の場合は貨物の生産地	
貨物の記号及び番号				
積込港			貨物が化学的合成品たる添加物又は、規格基準の定められた天然添加物を含む食品である場合 当該添加物の品名	
積卸港				
積込年月日	昭和 年 月 日		貨物が化学的合成品を含む製剤の場合 その成分	
着港年月日	昭和 年 月 日			
貨物とう載船舶又は航空機	名称 又は登録番号			(いずれの場合も着香港の目的で使用されるものを除く)
	国籍			
貨物を保管する倉庫	名称			仕入書の記載内容 (品質又は食品衛生に関係がある事項のみ)
	所在地			
搬入年月日	昭和 年 月 日		事故の有無	有・無
輸入承認証の承認番号			(有るときはその概要)	

〔備考〕

書式の原寸はA4版であるが本書のサイズにあわせて縮小してある。

票付書届入輸等品食

クリップ個所

〈資料：14〉

昭和 年 月 日

輸入者の

住 所

氏 名

## 表 示 説 明 書

昭和 年 月 日 輸入の \_\_\_\_\_ 数量 \_\_\_\_\_  
品 名 個 数

\_\_\_\_\_ kgs については、食品衛生法第11条に基づく表示は下記のと  
重 量

おりです。

記

### 1. 表示を行う期日及び場所

期 日

場 所

### 2. 表示の内容

〈資料：15〉

委任状

昭和 年 月 日

委任者

住所

法人名

代表取締役氏名

印

この度（会社名）が取扱う輸入貨物（貨物名）について食品衛生法第16条の規定に基づく届出に関する事務を下記の者に委任します。

記

会社名（所属部署）

役職及び氏名

印

- 注1) 委任者の印は、代表取締役の印又は法人印を使用すること。
- 注2) 同一の委任状を期間を限って使用する場合にはその旨明記すること。  
(例 昭和58年度中に取扱う輸入貨物について委任する。)
- 注3) 同一の委任状が委任者及び委任を受けた者に変更がない限り有効とする場合には、その旨明記すること。

〈資料：16〉

## 食品等輸入届書

下記の貨物を輸入するので食品衛生法第16条（食品衛生法第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定により届け出る。

届出者氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）

書式の原寸はA4版であるが本書のサイズにあわせて縮小してある。

衛生検査実施

昭和 年 月 日

検査項目

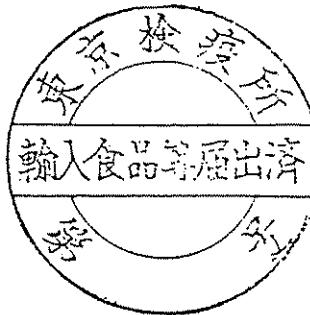
官能検査

表示検査

外観検査



合格数量: 全量



申請番号

外 国 貨 物 滅 却 承 認 申 請 書

税 関 長 殿

日 月 年

申 請 者

住 所

氏名又は名称

関税法第45条第1項(第55条、第62条)の規定により、下記の外国貨物を滅却したいので申請いたします。

記 記

積載船名及びその入港日 年 月 日	記号及び番号	品 名	個 数	數 量	貯 置 場 所	搬 入 年 月 日	承 認 番 号

滅却の方法
滅却の日時
滅却の事由

(注) この申請書は2通提出して下さい。

# PHYTOSANITARY CERTIFICATE

<資料：18 >

FAO International Plant Protection Convention

Pine Plant Quarantine Service

No. \_\_\_\_\_

Ministry

Of: \_\_\_\_\_  
(Importing Country)

## DESCRIPTION OF CONSIGNMENT

Name & address of exporter:

Declared name & address of consignee:

Number & description of packages:

Distinguishing marks:

Place of origin:

Declared means of conveyance:

Declared port of entry:

Name of produce & quantity declared:

Botanical name of plants:

This is to certify that the plants or plant products described above have been inspected and found free from quarantine pests and substantially free from other injurious pests; and that they are considered to conform with the phytosanitary regulations of the importing country.

## DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT

Date: \_\_\_\_\_ Treatment: \_\_\_\_\_

Chemical (Active ingredient): \_\_\_\_\_

Duration & temperature: \_\_\_\_\_

Concentration: \_\_\_\_\_ Additional information: \_\_\_\_\_

Additional Declaration:

Place of issue:

Name & designation of authorized officer:

Date: \_\_\_\_\_

(Signature)

NOTE:

〈資料：19〉

BB. Q. Form No.

Certificate No. \_\_\_\_\_

Republic of the Philippines  
Department of Health  
BUREAU OF QUARANTINE

## QUARANTINE CLEARANCE FOR OUTGOING FOODSTUFF

Port of \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

This is to CERTIFY that the following shipments of foodstuff are to the best of our knowledge, not contaminated with cholera El Tor vibrios, and have been treated in a sanitary manner during production, transport and handling for shipment.

Type of Foodstuff

Amount & No. of containers \_\_\_\_\_

Total net weight in kilos \_\_\_\_\_

Origin of Foodstuff

Date of processing \_\_\_\_\_

Name and address of producer \_\_\_\_\_

Port of Loading

Port of Destination \_\_\_\_\_

Date of Loading \_\_\_\_\_

Expected date of arrival in the port of destination \_\_\_\_\_

Nationality and name/number of vessel/aircraft used for shipment \_\_\_\_\_

Name and address of consignor \_\_\_\_\_

Name and address of consignee \_\_\_\_\_

Date of inspection of shipment \_\_\_\_\_

(Check if applicable)

The employees and laborers of the place of origin of this shipment are vaccinated against cholera El Tor regularly.

Examination of stool for parasites and cholera El Tor vibrios are part of regular physical examination of all workers in the place of origin of this shipment.

Laboratory test of cholera organisms for samples for this shipment, gave the following result:      Negative      Positive

By:

Quarantine Stamp  
of Station

Endorsed to Messrs.

書式の原寸はA4版であるが本書のサイズにあわせて縮小してある。

本書は日本自転車振興会から  
競輪収益の一部である機械工  
業振興資金の補助を受けて製  
作したものです。

青果物輸入の際に適用される「植物検疫法」  
と「食品衛生法」上の手続(検疫・検査)  
——輸入手続制度特別委員会報告書——

---

昭和 59 年 3 月 7 日

J A S T P R O 刊 83 - 24

禁無断転載 400 部

発 行 所 (財) 日本貿易関係手続簡易化協会  
東京都港区芝大門 2-10-1  
第一 大門ビル  
電話 (03) 437-6135

---

and the other two groups of three were each given a different treatment. The first group was given a dose of 100 mg. of the drug per kg. body weight.

After the first injection, the animal was observed for 15 minutes, and then another dose of 100 mg. per kg. body weight was injected. This procedure was repeated at 15 minute intervals until the total dose of 600 mg. per kg. body weight had been administered.

The second group received a dose of 100 mg. per kg. body weight, and the third group received a dose of 200 mg. per kg. body weight.

After the last injection, the animal was observed for 15 minutes.